

次期練馬区地域福祉計画の策定について

1 計画策定理由

- 現行の「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）」の計画期間が令和2年度から令和6年度までであるため、次期地域福祉計画を今年度中に策定します。

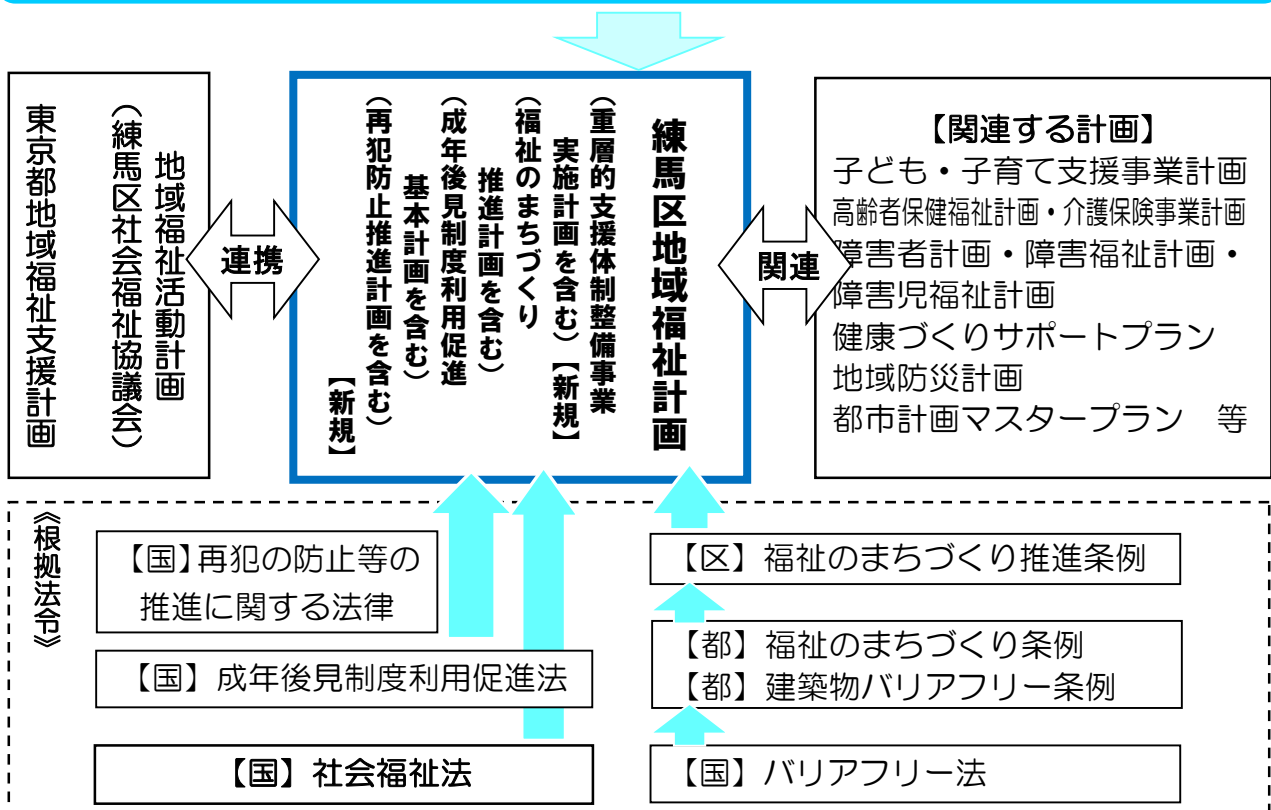
2 計画期間

- 令和7～10年度の4年間を次期の計画期間とします。

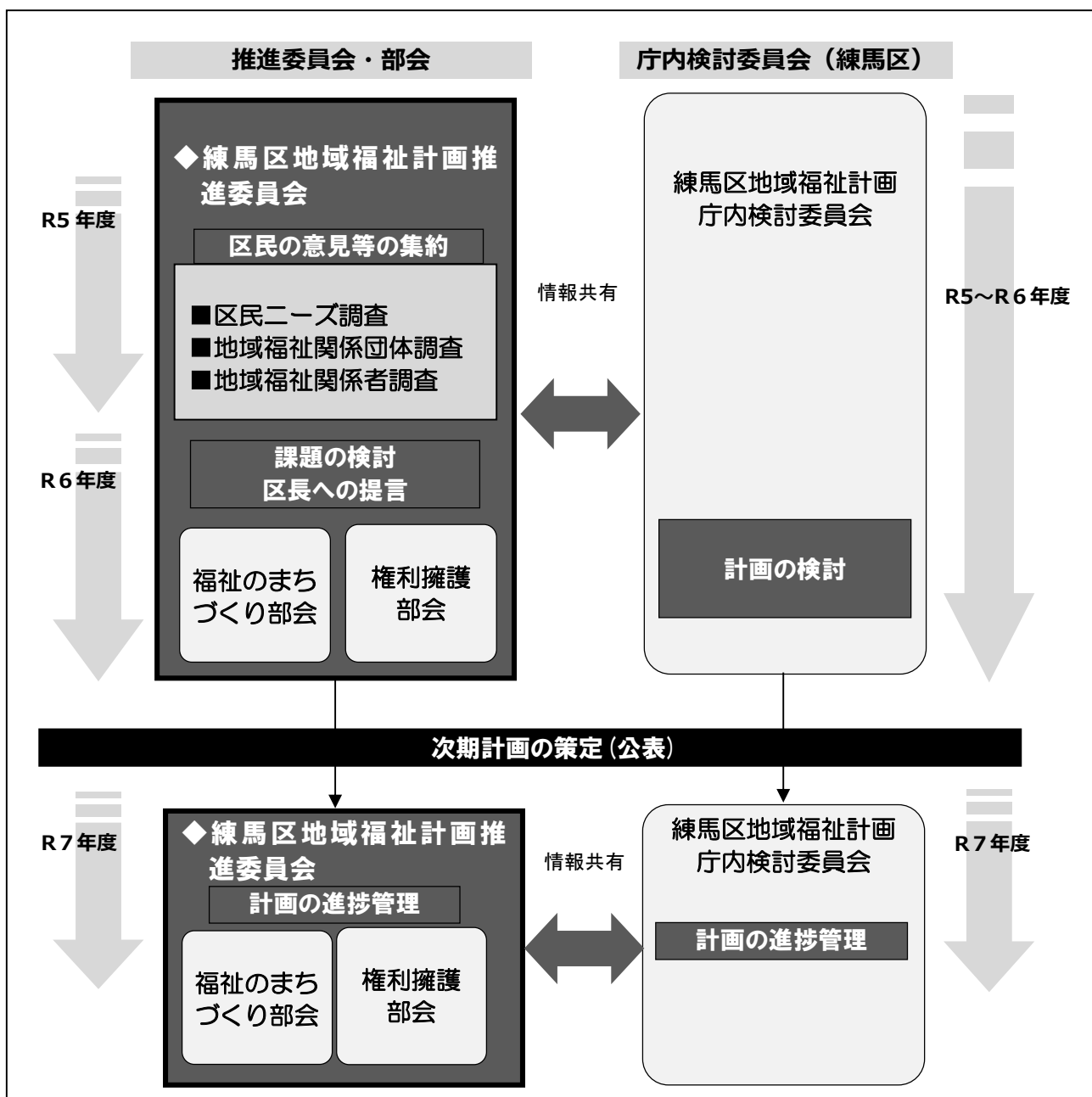
3 計画の位置づけ

- 「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画
- 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- 練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
- 成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- 社会福祉法第106条に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」

第3次みどりの風吹くまちビジョン



4 計画の検討体制



参考 関係条文

① 「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

②「練馬区福祉のまちづくり推進条例」第7条に規定する

福祉のまちづくりの推進に関する計画

第7条 区長は、第3条に規定する基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 区、事業者および区民等が連携し、および協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 区長は、推進計画の策定に当たり、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

4 区長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

③「成年後見制度利用促進法」に規定する成年後見制度利用促進基本計画

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

④「社会福祉法」に規定する重層的支援体制整備事業実施計画

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

⑤「再犯防止推進法」に規定する地方再犯防止推進計画

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。